

平成 26 年度徳島市市民病院事業会計予算

平成26年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	339床
(2) 年 間 患 者 数	
ア 入院患者数	94,900人
イ 外来患者数	117,120人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	260人
イ 外来患者数	480人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	142,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		9,871,568千円
第1項 医業収益		8,345,639千円
第2項 医業外収益		1,520,929千円
第3項 特別利益		5,000千円

支 出		
第1款	病院事業費用	12,487,893千円
第1項	医療費用	9,393,396千円
第2項	医療外費用	382,752千円
第3項	特別損失	2,706,745千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額681,132千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額433千円、過年度分損益勘定留保資金680,699千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	470,025千円
第1項	企業債	145,100千円
第2項	負担金	324,925千円

支 出		
第1款	資本的支出	1,151,157千円
第1項	建設改良費	150,100千円
第2項	企業債償還金	953,557千円
第3項	他会計借入金償還金	47,500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具等整備事業	145,100千円	普通貸借又は証券発行	6.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 7,154,791千円 |
| (2) 交際費 | 420千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、501,502千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,100,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	医療機械器具備品	内視鏡関連機器	一式

平成26年3月6日提出

徳島市長 原 秀 樹